

感染症・予防接種審査分科会の概要について

疾病・障害認定審査会

感染症・予防接種審査分科会

1. 感染症法等に基づく審査請求の裁決を行う場合

(委員構成: 委員10名、感染症関係臨時委員5名 計15名)

〈審議内容〉

1. 感染症不服審査の審議

入院患者の審査請求に関する審議(根拠: 感染症法第25条)

2. 検疫法による隔離の不服審査

隔離患者の審査請求に関する審議(根拠: 検疫法第16条の2)

2. 予防接種法に基づく認定を行う場合

(委員構成: 委員10名、予防接種関係臨時委員10名 計20名)

〈審議内容〉

1. 予防接種と疾病、障害、死亡との因果関係に関する審議

2. 予防接種による健康被害(障害)の状態についての等級に関する審議

(根拠: 予防接種法第11条)

原子爆弾被害者医療分科会

身体障害認定分科会

感染症・予防接種審査分科会の審査体制について

疾病・障害認定審査会

感染症・予防接種審査分科会

予防接種法等に基づく健康被害の認定

【審議内容】

- ・ 予防接種と健康被害との因果関係に関する審査

【委員構成】

- ・ 医師、法律家、感染症専門家、自治体関係者等の有識者20名

【根拠法】

- ・ 予防接種法第11条、特措法第3条

◎疾病・障害認定審査会令（平成12年政令第287号）

所掌事務

予防接種法（昭和23年法律第68号）、検疫法（昭和26年法律第201号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成21年法律第98号）の規定に基づき審査会の権限に属させられた事項を処理すること。

原子爆弾被爆者医療分科会

身体障害認定分科会

新型インフルエンザ(A/H1N1) 予防接種健康被害調査部会

新型インフルエンザ(A/H1N1)予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法に基づく健康被害の認定に係る調査

【調査内容】

- ・ 疾病の状況等に関する調査、因果関係の評価

【委員構成】 医師、自治体関係者等の有識者

【根拠法】 予防接種法第11条

予防接種健康被害再審査部会

予防接種法に基づく健康被害の認定

【審議内容】

以下の場合における予防接種と健康被害との因果関係に関する再審査

- ・ 新型インフルエンザ(A/H1N1)予防接種による健康被害救済の不支給決定処分を受けた者が厚生労働大臣に対し異議申立てを行った場合
- ・ 審査請求に対する都道府県の裁決により市町村が行った不支給決定処分が取り消された場合
- ・ 不支給決定処分を受けた者が再申請を行った場合

【委員構成】

医師、法律家、感染症専門家、自治体関係者等の有識者

【根拠法】

予防接種法第11条

予防接種法の対象疾病

平成25年2月現在

一類疾病

【法律事項】

ジフテリア

第1期：生後3月から生後90月未満
第2期：11歳以上13歳未満

百日せき

生後3月から生後90月未満

急性灰白髄炎
(ポリオ)

生後3月から生後90月未満

麻しん

生後12月から生後24月未満
5歳以上7歳未満のうち、就学前1年

風しん

生後12月から生後24月未満
5歳以上7歳未満のうち、就学前1年

日本脳炎

第1期：生後6月から生後90月未満
第2期：9歳以上13歳未満

破傷風

第1期：生後3月から生後90月未満
第2期：11歳以上13歳未満

B C G

生後6月（平成25年4月1日以降は1歳）に達するまでの期間

平成20年度～平成24年度までに限り中学1年生、高校3年生も定期接種対象者としている

平成7年度から平成18年度生まれの者（積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者）は20歳に至るまで定期接種の対象となる

【政令事項】

痘そう

生物テロ等により、まん延の危険性が增大した場合、臨時の予防接種として実施（現在は実施していない）

二類疾病

【法律事項】

インフルエンザ

①65歳以上の高齢者
②60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能等不全者

予防接種制度の見直しについて（第二次提言）の概要

1. 見直しの目的

- 子どもの予防接種は、次代を担う子どもたちを感染症から守り、健やかな育ちを支える役割を果たす。
- ワクチン・ギャップに対応し、予防接種施策を中長期的な観点から総合的に評価・検討する仕組みを導入。

平成24年5月23日
厚生科学審議会
感染症分科会
予防接種部会

2. 予防接種の総合的な推進を図るための計画（仮称）

- 評価・検討組織で5年に1度を目途に見直す。

3. 予防接種法の対象疾病・ワクチンの追加

- 医学的観点からは、7ワクチン（子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎）について、広く接種を促進することが望ましい。
- 新たなワクチンの定期接種化には、継続的な接種に要する財源の確保が必要。
- 子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンは、24年度末まで基金事業を継続できるが、25年度以降も円滑な接種を行えるようにする必要がある。
- ロタは24年内を目途に専門家の評価を行う。

4. 予防接種法上の疾病区分

- 疾病区分の2類型を維持。
- 機動的な見直しのため、2類疾病についても政令で対象疾病を追加できるようにする。
- 「1類・2類疾病」の名称は、変更を検討。
- 7疾病の分類案
 - ・1類疾病
要件①：集団予防を図る目的
【ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ】
要件②：致死率が高いこと等による重大な社会的損失の防止を図る目的
【子宮頸がん、B型肝炎】
 - ・2類疾病：個人予防目的に比重
【成人用肺炎球菌】

5. 接種費用の負担のあり方

- 定期接種は市町村の支弁による自治事務であり、地域住民の健康対策として安定的に運営されている。低所得者を除き実費徴収できるが、ほとんどの市町村では実費徴収せず公費負担。
- 3ワクチンは22年度から公費負担対象者が9割相当となる仕組みを導入し、接種促進を図っている。
- 接種費用の負担のあり方について、市町村等関係者と十分に調整しつつ検討。

6. ワクチン価格等の接種費用

- ワクチン価格の実態等を勘案しつつ、予防接種施策の効率的な実施に必要な措置を講ずる。
- 適切な問診料の水準について検討。

7. 予防接種に関する評価・検討組織

- 医療関係の専門家、地方自治体、経済学者、法律家、メディア等を委員とし、傍聴者から発言を求めることも検討。
- 公募枠の導入など、公開性・透明性を一層高めるための方策を検討。
- 現在の予防接種部会を発展的に充実化。厚労省健康局が国立感染症研究所等と連携して事務局を務め、体制を充実・強化。

8. 関係者の役割分担

- 国、地方自治体、医療関係者、ワクチン製造販売業者等の役割分担を「2」の計画で定める。

9. 副反応報告制度、健康被害救済制度

- 副反応報告を医療機関に義務づけ、薬事法上の報告と一元化。
- PMDAが情報整理・調査を行い、医療機関等は調査に協力するよう努める。
- 評価・検討組織が評価を行い、国が必要に応じて接種の一時見合わせ等の措置を講ずる。
- 一般から寄せられる副反応情報を含め、幅広く情報収集。

10. 接種方法、接種記録、情報提供

- 接種記録は、予防接種台帳のデータ管理の普及や活用について、さらに検討。
- 予防接種の意義やリスクに関する分かりやすい情報提供が重要。

11. 感染症サーベイランス

- 予防接種が有効か、新たに導入すべきワクチンはあるか等を随時評価。

12. ワクチンの研究開発の促進と生産基盤の確保

- 必要とされるワクチンに関して、研究開発の優先順位や方向性を提言。
- ワクチン製造販売業者等の研究開発力を強化し、国際競争力を確保。

平成25年度における年少扶養控除等の見直しによる 地方財政の追加増収分等の取扱い等について

平成22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減(以下「年少扶養控除の廃止等」という。)によって平成25年度において新たに生じる地方増収分並びに平成24年度において特定疾患治療研究事業の超過負担に暫定的に充当した年少扶養控除の廃止等による地方増収分の取扱い等については、以下のとおりとする。

- (1) 特定疾患治療研究事業については、平成26年度予算において超過負担の解消を実現すべく、法制化その他必要な措置について調整を進めること。
- (2) 平成25年度予算における特定疾患治療研究事業の国庫補助金については、当該事業の国費不足額が平成24年度予算における国費不足額を下回るよう、所要額を計上すること。
- (3) (1)及び(2)の措置を前提として、平成24年度において特定疾患治療研究事業の超過負担に暫定的に充当した年少扶養控除の廃止等による地方増収分(269億円)を、(4)・(5)に掲げる国庫補助事業の一般財源化の財源として活用すること。

(4) 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金を活用した国庫補助事業を、以下を前提として、一般財源化すること(522億円)。

① 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌のワクチンについては、平成25年度から予防接種法に基づく定期接種とすることとし、そのための予防接種法改正法案を次期通常国会に提出すること。

② また、これらの措置と併せ、既存の予防接種法に基づく定期接種(一類疾病分)に係る公費負担の範囲を、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金を活用した国庫補助事業と同様の範囲に見直すべく、法令改正その他必要な措置を講じるものとする。

(5) 妊婦健康診査支援基金を活用した国庫補助事業を一般財源化すること(364億円)。

平成25年1月27日

総 務 大 臣

財 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

予防接種健康被害に対する給付の種類

【予防接種法】

(一類疾病)

給付の種類	内 容
医療費・医療手当	予防接種を受けたことにより疾病にかかった場合において、当該治療に要した費用(健康保険などにより負担された額を控除した自己負担額)及び医療を受けた態様・日数に応じた手当が支給される。
障害児養育年金	予防接種を受けたことにより障害の状態となった18歳未満の者を養育する者に支給される年金。 障害の状態に応じて1級・2級に区分される。
障 害 年 金	予防接種を受けたことにより障害の状態となった18歳以上の者に支給される年金。 障害の程度に応じて1級~3級に区分される。
死 亡 一 時 金	予防接種を受けたことにより死亡した場合において、一定の者(配偶者、子、父母など)に支給される一時金。
葬 祭 料	死亡した者の葬祭を行う者に対して支給される。

(二類疾病)

給付の種類	内 容
医療費・医療手当	一類疾病に係る医療費及び医療手当に準じる。 ただし、その程度の医療とは、病院又は診療所への入院を要すると認められる程度の医療とする。
障 害 年 金	予防接種を受けたことにより障害の状態にある者に対し支給される年金。 障害の状態に応じて1級・2級に区分される。
遺 族 年 金	予防接種を受けたことにより死亡した者が生計維持者の場合、その遺族に対して支給する。
遺 族 一 時 金	予防接種を受けたことにより死亡した者が生計維持者でない場合、その遺族に対して支給する。
葬 祭 料	一類疾病に係る葬祭料の額に準じる。

【新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法】

給付の種類	内 容
医療費・医療手当	予防接種を受けたことにより疾病にかかった場合において、当該治療に要した費用（健康保険などにより負担された額を控除した自己負担額）及び医療を受けた態様・日数に応じた手当が支給される。
障害児養育年金	予防接種を受けたことにより障害の状態となった18歳未満の者を養育する者に支給される年金。 障害の状態に応じて1級・2級に区分される。
障 害 年 金	予防接種を受けたことにより障害の状態となった18歳以上の者に支給される年金。 障害の程度に応じて1級・2級に区分される。
遺 族 年 金	予防接種を受けたことにより死亡した者が生計維持者の場合、その遺族に対して支給する。
遺 族 一 時 金	予防接種を受けたことにより死亡した者が生計維持者でない場合、その遺族に対して支給する。
葬 祭 料	死亡した者の葬祭を行う者に対して支給される。

障害の状態の等級表

【予防接種法】

障害児養育年金

等級	障害の状態
1 級	1. 両眼の視力の和が0.02 以下のもの 2. 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のも 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4. 両下肢の用を全く廃したもの 5. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの 6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも 7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも 8. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも
2 級	1. 両眼の視力の和が0.08 以下のもの 2. 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をした場合においてのみこれを解することができる程度のも 3. 平衡機能に著しい障害を有するもの 4. 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を有するもの 5. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 6. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 7. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のも 9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも 10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも

障害年金

等級	障害の状態
1 級	1. 両眼の視力が0.02 以下のもの 2. 両上肢の用を全く廃したもの 3. 両下肢の用を全く廃したもの 4. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度のも 5. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも 6. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも
2 級	1. 両眼の視力が0.04 以下のもの 2. 一眼の視力が0.02 以下で、かつ、他眼の視力が0.06 以下のもの 3. 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のも 4. 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 5. 一上肢の用を全く廃したもの 6. 一下肢の用を全く廃したもの 7. 体幹の機能に高度の障害を有するもの 8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度のも 9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも 10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも
3 級	1. 両眼の視力が0.1 以下のもの 2. 両耳の聴力が、40 センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度のも 3. 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を有するもの 4. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 5. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 6. 体幹の機能に著しい障害を有するもの 7. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のも 8. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも 9. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも

【新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法】

障害年金・障害児養育年金 等級表

等 級	障害の状態
1 級	1. 両眼の視力の和が0.04 以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが、100 デシベル以上のもの 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 5. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることのできない程度の障害を有するもの 6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 8. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1. 両眼の視力の和が0.08 以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが90 デシベル以上のもの 3. 平衡機能に著しい障害を有するもの 4. 咀嚼の機能を欠くもの 5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 6. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 7. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 8. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

給付額の比較

	臨時接種及び 一類疾病の定期接種	二類疾病の定期接種	(参考) 医薬品副作用被害救済制度 生物由来製品感染等被害救済制度
医療費	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分	一類疾病の額に準ずる	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分
医療手当	通院3日未満(月額) 33,600円 通院3日以上(月額) 35,600円 入院8日未満(月額) 33,600円 入院8日以上(月額) 35,600円 同一月入通院(月額) 35,600円	一類疾病の額に準ずる	通院3日未満(月額) 33,600円 通院3日以上(月額) 35,600円 入院8日未満(月額) 33,600円 入院8日以上(月額) 35,600円 同一月入通院(月額) 35,600円
障害児養育年金	1級(年額) 1,520,400円 2級(年額) 1,215,600円		1級(年額) 844,800円 2級(年額) 675,600円
障害年金	1級(年額) 4,860,000円 2級(年額) 3,888,000円 3級(年額) 2,916,000円	1級(年額) 2,700,000円 2級(年額) 2,160,000円	1級(年額) 2,700,000円 2級(年額) 2,160,000円
死亡した場合の補償	死亡一時金 42,500,000円	・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,084,800円 ・生計維持者である場合 遺族年金(年額)2,361,600円 (10年を限度)	・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,084,800円 ・生計維持者である場合 遺族年金(年額)2,361,600円 (10年を限度)
葬祭料	201,000円	一類疾病の額に準ずる	201,000円
介護加算	1級(年額) 834,200円 2級(年額) 556,200円		

(注1)単価は平成24年4月現在。

(注2)具体的な給付額については、政令で規定。

(注3)二類疾病の定期接種に係る救済額については、医薬品副作用被害救済制度の給付額を参酌して定めることとされている

過去の給付件数(予防接種法)

(認定件数の推移)

該当年度	審査件数	認定件数	否認件数	保留件数	認定割合(%)
19年度	71	51	7	13	87.9
20年度	71	57	8	6	87.7
21年度	67	38	9	20	80.9
22年度	52	31	5	16	86.1
23年度	74	57	8	9	87.7

(注1)該当年度中に審議結果が出た件数である。

(注2)同一人から複数の申請がされる事例(医療費・医療手当と障害年金など)があるため、件数は人数と必ずしも一致しない

(注3)認定割合は、保留となったものを含めずに計算している。

(内訳)

該当年度	医療費・ 医療手当	障害児 養育年金	障害年金	死亡一時金	遺族年金	遺族一時金	葬祭料
19年度	45	3	4	2	0	0	2
20年度	48	7	3	0	0	0	1
21年度	27	4	5	2	0	0	2
22年度	26	2	3	1	0	0	1
23年度	41	5	7	5	0	0	5

過去の給付件数(新型インフル特措法)

(認定件数の推移)

該当年度	審査件数	認定件数	否認件数	保留件数	認定割合(%)
23年度	73	40	30	3	57.1

(注1)該当年度中に審議結果が出た件数である。

(注2)同一人から複数の申請がされる事例(医療費・医療手当と障害年金など)があるため、件数は人数と必ずしも一致しない

(注3)認定割合は、保留となったものを含めずに計算している。

(内訳)

該当年度	医療費・ 医療手当	障害児 養育年金	障害年金	遺族年金	遺族一時金	葬祭料
23年度	37	0	1	0	2	2

感染症・予防接種審査分科会関連法規等について

1. 感染症法等に基づく審査請求の採決を行う場合

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第25条第6項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院命令の審査請求に係る審査

・感染症法第25条（審査請求の特例）

- 1 第20条第2項若しくは第3項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が30日を超えるもの又はその保護者は、同条第2項又は第3項に規定する入院の措置について文書又は口頭により、厚生労働大臣に審査請求（再審査請求を含む。以下この条において同じ。）をすることができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項の審査請求があつたときは、当該審査請求があつた日から起算して5日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 第20条第2項若しくは第3項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が30日を超えないもの又はその保護者が、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき厚生労働大臣に審査請求をしたときは、厚生労働大臣は、当該審査請求に係る入院している患者が同条第2項又は第3項の規定により入院した日から起算して35日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 4～5 （略）
- 6 厚生労働大臣は、第2項の裁決又は第3項の裁決をしようとするときは、あらかじめ、疾病・障害認定審査会の意見を聴かなければならない。

・感染症法第20条（入院）

- 1 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者であつて前条の規定により入院しているものに対し10日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該入院に係る患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、10日以内の期間を定めて、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、10日以内の期間を定めて、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるもの）に入院させることができる。
- 3 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前2項の規定によ

り入院している患者を、前2項の規定により入院したときから起算して10日以内の期間を定めて、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

4～8 (略)

○検疫法(昭和26年法律第201号)第16条の2第6項の規定による隔離の審査請求に係る審査

・検疫法第16条の2(審査請求の特例)

1 第14条第1項第1号の規定により隔離されている者であって当該隔離の期間が30日を超えるもの又はその保護者は、当該隔離について文書又は口頭により、厚生労働大臣に審査請求(再審査請求を含む。次項及び第3項においても同じ。)をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の審査請求があったときは、当該審査請求があった日から起算して5日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 第14条第1項第1号の規定により隔離されている者であって当該隔離の期間が30日を超えないもの又はその保護者が、行政不服審査法に基づき厚生労働大臣に審査請求をしたときは、厚生労働大臣は、当該審査請求に係る隔離されている者が同号の規定により隔離された日から起算して35日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

4～5 (略)

6 厚生労働大臣は、第2項の裁決又は第3項の裁決をしようとするときは、あらかじめ、疾病・障害認定審査会の意見を聴かなければならない。

・検疫法第14条(汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等についての措置)

検疫所長は、検疫感染症が流行している地域を発航し、又はその地域に寄航して来航した船舶等、航行中に検疫感染の患者又は死者があった船舶等、検疫感染症の患者若しくはその死体、又はペスト菌を保有し、若しくは保有しているおそれのあるねずみ族が発見された船舶等、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

一 第2条第1号に掲げる感染症の患者を隔離し、又は検疫官をして隔離させること

二～七 (略)

2. 予防接種法等に基づく認定を行う場合

○予防接種法（昭和23年法律第68号）第11条第2項の規定にに基づく予防接種による健康被害認定の審査

・予防接種法第11条（予防接種による健康被害の救済に関する措置）

1 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条（給付の範囲）及び第13条（政令への委任等）第1項に定めるところにより、給付を行う。

2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

・予防接種法第12条（給付の範囲）

1 一類疾病に係る定期の予防接種若しくは臨時の予防接種又は二類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者

二 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者

三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者

四 死亡一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族

五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

2 二類疾病に係る定期の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者

二 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者

三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者

四 遺族年金又は遺族一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族

五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

- ・予防接種法施行令第9条（審議会等で政令で定めるもの）

法第11条第2項の審議会等で政令で定めるものは、疾病・障害認定審査会とする。

○新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成21年法律第98号）第3条第2項の規定に基づく新型インフルエンザ予防接種による健康被害認定の審査

- ・新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第3条（新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済のための給付）

1 厚生労働大臣は、自らが行う新型インフルエンザ予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該新型インフルエンザ予防接種を受けたことによるものであると認定したときは、次条及び第五条に定めるところにより、給付を行う。

2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

- ・新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第4条（給付の範囲）

前条第1項の規定による給付（以下この章において「給付」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

- 一 医療費及び医療手当 新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者
- 二 障害児養育年金 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者
- 三 障害年金 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者
- 四 遺族年金又は遺族一時金 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族
- 五 葬祭料 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

- ・新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令第1条（審議会等で政令で定めるもの）

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第3条第2項の審議会等で政令で定めるものは、疾病・障害認定審査会とする。